

## 学校法人沖縄キリスト教学院における 研究インテグリティの確保に関する基本方針

科学技術・イノベーションの創出を推進していくためには、オープンサイエンスの考え方を原則とした、多様なパートナーとの国際共同研究を推進していく必要がある。同時に、研究活動の国際化、オープン化に伴い、新たなリスクにより、開放性、透明性といった学術研究の基盤となる価値が損なわれかねない懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、国際的な信頼性を伴った研究環境を確立し維持することが、国際協力及び国際交流を進めていくためには不可欠である。

沖縄キリスト教学院研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）では、「学術研究に従事する研究者<sup>(※1)</sup>は、その研究の目的が何かを自覚するとともに、真理の探究に謙虚に向き合わなければならない。また、学生の人間性を尊重し、教育に努め、自らの研究に対し真摯でなければならない。更に、研究の成果は社会及び人類の幸福に寄与するものでなければならない」と掲げている。

これらを踏まえ、沖縄キリスト教学院（以下「本学院」という。）では、研究倫理規程に基づき、研究者及び本学院における研究の健全性・公正性など（以下「研究インテグリティ」という。）を自律的に確保するため以下の基本方針を定める。

- 1 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくため、本学院及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行う。
- 2 本学院は、所属する研究者の研究インテグリティを確保するための体制を構築し、必要な情報の申告を受けるとともに、適切なマネジメントを行う。また安全保障輸出管理等に係る研究の取り扱いについては、別に定める。
- 3 研究資金配分機関等から研究インテグリティの確保に係る要請等が行われた際は、研究者と関係する職員が協力し、関係法令及び学内諸規程等を遵守し、適切に対応する。
- 4 本学院は、研究者に対する研修等を通じて、研究インテグリティに関する理解を醸成する。

※1 研究者とは、研究倫理規程第3条第1項に定義されている者をいう。

### 附 則

- 1 この基本方針は、2024年9月18日から施行する。
- 2 この基本方針の改廃は、大学運営協議会の議を経て学長が行う。